

公開空地等の活用に関する要綱の取扱基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、公開空地等の活用に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例の他は、本基準による。

第2章 地域活性化活動

(地域活性化活動の種別等)

第3条 地域活性化活動の種別は、別表1の活動種別欄に掲げるとおりとする。

2 別表1の活動種別のうち、公開空地等における活動期間及び活用場所の要件は、同表記載の通りとする。

(エリア価値向上への取組)

第4条 公開空地等において地域活性化活動を行う場合、地域活性化団体はエリア価値向上への取組を行うものとする。

第3章 地域活性化団体の登録

(登録の申請)

第5条 要綱第4条第2項の規定による申請は、地域活性化団体登録申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる図書を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 登録の有効期間中の活動の内容を記載した活動計画書（別記第3号様式）
- (3) 活用する公開空地等及びその詳細（活用場所及びその面積）を明らかにした図面（別表1の活動種別欄に定めるオープンカフェを行う場合には、その位置、面積を具体的に図面に記載すること）
- (4) 活用する公開空地等において、現に他の地域活性化団体による地域活性化活動が行われている場合には、そのすべての地域活性化団体との間で当該公開空地等において地域活性化活動を行うことについて合意があることが確認できる書類
- (5) 定款又は寄附行為
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 土地及び建物の登記事項証明書等活用する公開空地等を所有する者が確認できる書類
- (8) 活用する公開空地等を所有する者に代わって当該公開空地等を活用することができる者であることを証する書類（申請者が公開空地等を所有する者でない場合に限る。）（別記第4号様式）

(登録が認められる法人格)

第6条 要綱第4条第3項第2号に規定する法人格は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の地縁による団体（4）建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条の管理組合法人及び同法第66条の団地管理組合法人
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- (7) その他市長が認める法人格

(登録が認められる公開空地等の要件)

第7条 要綱第4条第3項第4号の規定は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときに認めるものとする。

- (1) 歩道と合わせて、幅員4m以上の歩道状空地を有すること。
- (2) 単体で300㎡以上の広場状空地を有すること。
- (3) その他特に市長が認めるとき。

(登録簿への登録)

第8条 要綱第4条第3項の規定による登録は、次に掲げる事項を登録簿(別記第5号様式)に登載することにより行うものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 地域活性化団体の名称
- (3) 法人の種類
- (4) 地域活性化団体が行う地域活性化活動の概要
- (5) 代表者の氏名
- (6) 役員の氏名
- (7) 主たる事務所の所在地等
- (8) 登録の有効期間
- (9) 定款又は寄附行為に定める目的
- (10) 活用する公開空地等の所在地

(登録の通知)

第9条 要綱第4条第3項の規定による通知は、地域活性化団体登録通知書(別記第6号様式)を交付することにより行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第10条 要綱第5条第2項の規定による通知は、地域活性化団体登録拒否通知書(別記第7号様式)を交付することにより行うものとする。

(登録内容の変更届)

第11条 要綱第6条の規定による登録内容の変更の届出は、登録内容の変更届出書(別記第8号様式)を提出することにより行うものとする。

2 前項の届出が第5条各号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該各号に掲げる図書を登録内容の変更届出書に添付しなければならない。

3 活動計画書の内容を変更したときは、別記第3号様式に変更後の内容を記入して登録内容の変更届出書に添付しなければならない。

(登録の更新申請)

第12条 要綱第7条第1項の規定による申請は、地域活性化団体登録更新申請書(別記第9号様式)を提出することにより行うものとする。

2 第5条及び第8条から10条の規定は、前項の申請について準用する。

(解散等の届出)

第13条 要綱第9条第1号の規定による解散等の届出は、当該団体が次の各号のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して30日以内に、当該団体を代表する者が、地域活性化団体解散等届出書(別記第10号様式)を提出することにより行うものとする。

- (1) 地域活性化団体が解散したこと。

(2) 地域活性化団体が活用する公開空地等として登録した場所において地域活性化活動を行わなくなったこと。

(登録の抹消の通知)

第14条 要綱第9条第2項の規定による通知は、地域活性化団体登録抹消通知書（別記第11号様式）を交付することにより行うものとする。

(地域活性化活動の運営計画の報告)

第15条 要綱第11条の規定による報告は、運営計画書（別記第12号様式）を提出することにより行うものとする。

2 市長は、運営計画書の提出があった場合において、その内容が地域活性化活動と認められないときは、その提出をした者に対し、運営計画の変更その他必要な措置をとることを求めるものとする。

(活動状況の報告)

第16条 要綱第12条の規定による報告は、活動状況報告書（別記第13号様式）を提出することにより行うものとする。

附則

1 この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この取扱基準は、令和3年11月1日から施行する。

別表1 地域活性化活動の種別並びに公開空地等における活用場所の要件

| 活動種別 | 公益的イベント | オープンカフェ |
|------|---|---|
| 定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちのにぎわい創出、地域コミュニティの醸成、良好な景観の維持・形成等の地域の課題改善に資する3日を超えるイベント | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に行われる飲食等を提供する飲食スペース等の運営活動で、まちのにぎわい創出、地域コミュニティの醸成、良好な景観の維持・形成等の地域の課題改善に資するもの |
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等が主体的に取り組むことにより、個性的で魅力的なまちのにぎわいを創出するとともに、地域コミュニティの醸成につながる取組。 ・人を呼び込むまちづくりに寄与するよう、エリアの特性を生かした個性的で魅力ある取組により、来街者のエリアへの期待感を高める必要がある。 ・上記方針を踏まえつつ、にぎわいの演出に効果的で地区にふさわしいデザインとなるよう、また、景観を損なわないよう周囲の環境と調和したデザインとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個店の魅力がまちに滲み出すことで、個性的で賑わいのある広場や沿道の景観を生み出すとともに、人がそこに集い憩うことで、まちへの愛着と誇りを醸成する取組。 ・設置されるファニーチャーや提供される飲食物やサービス等が魅力的で上質なものである、ダイバーシティとしての市民交流が促進されるもの等、単なる個店の営利目的の取組ではなく、エリアの特性を生かし、エリア全体の価値や魅力を向上する必要がある。 ・上記方針を踏まえつつ、にぎわいの演出に効果的で地区にふさわしいデザインとなるよう、また、景観を損なわないよう周囲の環境と調和したデザインとする。 |
| 期間要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動期間は年間合計180日以内（活用する公開空地等において、現に他の地域活性化団体による公益的イベントが行われている場合には、そのすべての地域活性化団体が行う公益的イベントの年間合計が180日以内）とする。 ・同一内容、同一場所での活動期間は90日（活動状況に問題がなければ180日以内で延長可）までとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各日営業終了後は、施設内に撤去し、カフェスペースを原状復帰すること。 |
| 場所要件 | <p>【広場状空地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者動線になる箇所等必要な箇所に必要な幅員の通路を確保すること。 <p>【歩道状空地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道状空地は使えないものとする。ただし、車を通行止めにするなど、歩道状空地で担保すべき歩行者空間の代替機能が他で確保できる場合にはこの限りではない。 | <p>【広場状空地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用面積の合計は広場状空地の広場単位毎に面積合計の25%以内（活用する公開空地等において、現に他の地域活性化団体によるオープンカフェが行われている場合には、そのすべての地域活性化団体が行うオープンカフェの面積合計が25%以内）とすること。 ・歩行者動線になる箇所等必要な箇所に必要な幅員の通路を確保すること。 <p>【歩道状空地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道と合わせて、4m以上の歩道状空地であること。ただし、車を通行止めにするなど、歩道状空地で担保すべき歩行者空間の代替機能が他で確保できる場合にはこの限りではない。 ・歩道と合わせて、有効幅員3.5m以上の歩行者空間を確保すること。 |